

① 内 閣 府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:菊池 光興)
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。5 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法人: http://www.archives.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 民間委託の促進	A×3	-					
(2) 業務執行体制の見直し	A	-					
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況	A	-					
(4) 業務の効率化			A×2	A×2	A×2	A+×1 A×1	
(5) 業務・システム最適化計画			A	A	A	A	
(6) 総人件費改革に関する措置				A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討			A	A	A	A	
(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×37	-	A×40	A×40	A×47	A×55	
(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×9	-	A×13	A×10 B×1	A×12	A+×2 A×9	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	-	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	-	A	A	A	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担					A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成17年度からスタートした第Ⅱ期中期目標の4年度目の実施状況について調査・分析し、総合的に評価を行ったところ、各取組は計画的かつ着実に実施されており、目標値を達成するなど業務は順調に実施されている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 受入れから目録原稿作成までは、つくば分館において、パート職員を活用し一元的に行い、平成21年2月までにパソコン入力による目録原稿作成作業を完了した。 パソコンを熟知している者、さらに業務量及び業務内容の変化に対応できる者など習 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書等の受入及び保存については、前年度に引き続き、業務マニュアルに基づく実例集の作成、パート職員の計画的な利用により、計画通りに目録原稿作成作業が行われるなど、効率的に業務を推進していると高く評価できる。

		<p>熟したパート職員を引き続き採用し、業務の円滑化を図った。</p> <p>業務マニュアルに基づき、具体的事例について実例集を作成し、目録作成業務を統一的に正確かつ効率的に処理した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「業務・システム最適化計画」の工程表に基づき、館とアジア歴史資料センターとのデジタル資産の共有化を図り、デジタル画像45万コマをアジア歴史資料センターへ提供したほか、次期デジタルアーカイブ・システムの要件定義書を作成するなど、最適化への取組も計画的に実施されている。 <p>など</p>
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置(受入れのための適切な措置)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 移管申出のなかったものについては、保存期間が満了となる行政文書ファイル約183万件について、移管の適否の審査(評価選別)を行い、13,983ファイルについて各府省等に移管の照会を行って協議を実施した。その結果、2,493ファイルについて、当館に移管することが適当であるとの結論に達し、これらについて3月19日付けで館長から内閣総理大臣に意見を申し述べた。 これらの結果、館長からの意見を踏まえて内閣総理大臣が決定した平成20年度の移管計画では、12,373ファイルの公文書と広報資料392件が移管されることになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、例年通り平成20年度に保存期間の満了する文書のほか、平成20年3月11日の上川公文書管理担当大臣(当時)の要請を踏まえて廃棄が凍結されていた、平成19年度に移管協議を行った文書についても再協議を行い、少ない人員体制の中、例年よりも遙かに膨大な量の文書に対する移管協議を行った。その結果、前年度よりも約4,600ファイル多い、12,373ファイルの公文書と392件の広報資料が移管されることとなったことは高く評価できる。 <p>など</p>
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置(保存のための適切な措置)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会報告書(第2次)の提言内容を踏まえて、館職員を内閣府事務官に引き続き併任して、内閣府と一体となってプロトタイプによる総合的検証等を行った。平成21年度には、平成23年度からの電子公文書等の移管及び保存の開始に向けて、電子公文書等の移管・保存・利用システムの設計等を行うこととしている。 「公文書等の作成時又は作成前からの評価選別」について、カナダ、オーストラリア等で行われているマクロ評価選別に関する基礎的調査研究を継続して実施し、「日本版機能別行政文書評価選別マニュアル(試案)」を作成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史公文書等全てについて、くん蒸、軽修復等の一連の作業が実施されたほか、書庫内の温湿度管理、火災対策等が適切に行われているとともに、保存対策方針に基づき、修復や媒体変換等が適切に行われ、当初の目標を達成し、又は上回る実績を上げたことは評価できる。 平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、内閣府と一体となって引き続きプロトタイプによる総合的検証を行い、あわせてマクロ評価選別に関する基礎的調査研究を継続実施したことは評価できる。平成23年度におけるスムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料データベース構築)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの平成20年度分画像受入れは順調に行われ、公文書館から45万画像、外交史料館から75万画像、防衛研究所図書館から132万画像、合計253万画像を年度内に入手した。この253万画像のうち24万画像について目録データ作成・画像変換作業を行い年度内に公開し残りの229万画像についても1年以内の公開に向け作業中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの画像入手が順調に行われ、国立公文書館から45万、外交史料館から75万、防衛研究所図書館から132万の合計253万画像を入手し、順次公開された結果、累計公開画像数が1,525万画像から1,762万画像に増加し、平成20年度末の目標を上回るデータベースを構築できたことは高く評価できる。また、セキュリティの強化が行われたことも評価できる。 平成19年度に入手した308万画像の1年以内の公開を達成したことは評価できる。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料センターの広報)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 高校、大学、研究機関等22カ所において、教員、研究者、学生等を対象にアジア歴史資料センターの紹介と検索方法のデモンストレーションを行った。 中国、韓国、欧米等の関係機関を訪問し、講演等を含めてアジア歴史資料センターの活動を紹介するとともに、協力の方途につき意見交換を行った。また、中国、韓国を始め海外関係機関の関係者がアジア歴史資料センターを訪問した際に説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> YahooやGoogle,新聞系のサイト等、アクセス数の多いサイトを効率的に活用して広報を進めていることは評価できる。 教育・研究機関等22カ所における、教員、研究者、学生等を対象にしたアジア歴史資料センターの紹介と検索方法のデモンストレーションという地道な広報活動の取組は高く評価できる。また、公募によるロゴマークの作成など、一般国民をアジア歴史資料センターの活動に参画してもらう手法を採用したことは、望ましい方向であると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中名生 隆)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	A	-	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	A	A	-		
(3) 人件費						A	
(4) 給与水準						A	
(5) 随意契約の見直し						A	
(6) 保有資産の有効活用						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×7	A×7 B×1	A×6	A×9	-	A×9	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	A×7	A×7	-	A×12	
(3) 苦情相談	A×7 C×1	A×7 B×1	A×8	A×7	-	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の整備						A	
(4) 関連機関との連携	A×7	A×9	A×8	A×8	-	A×8	
(5) 研修	A×7 B×2	A×9	A×9	A×9	-	A×8	
(6) 商品テスト	A×6	A×6	A×5 B×1	A×6	-	A×7	
(7) 調査研究	A	A×2	A×2	A×2	-		
(8) 中核機関としての役割強化						A	
3.予算	A	A	A	A	-	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画			A	A	-	A	
(2) 人事に関する計画	A	A×2	A×3	A×2	-	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担		A	A	A	-	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の独立行政法人国民生活センターの業務の実績については、中期目標の達成に向けて順調に計画を実施している。特に国民への情報提供では、今般、消費者庁設立などに伴い、多様化する消費者問題への行政の対応が注目されている中、国民生活センターが発信する重要性の高いテーマは、テレビ、ラジオ及び新聞などのメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。
- また、PIO-NETなどに収集された情報を基に調査・分析を行い、死亡・重篤事故情報など、問題性、緊急性の高い情報については、迅速かつ的確に関係省庁及び事業者団体へ要望や情報提供を行った。さらに、自治体へのPIO-NET端末の追加配備先が決定したことで、地方のネットワークを強化することにより、情報の共有に寄与することが期待される。今後とも、関係省庁や地方センターとの連携を強化するよう努められたい。さらに、PIO-NETなどに寄せられる苦情相談を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい。

- 職員の給与水準については、前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づきつつあると認められるが、今後とも引き続き給与水準の適正化に努められたい。
- 国民生活センターは「消費者の権利」確立のための大変重要な組織である。消費者庁設立に伴う機能強化を期待するとともに、途上にある課題に積極的に取り組まれることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度に報道機関等を通じて行った情報提供(59件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど31件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 報道機関などを通じて行った情報提供(59件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど31件において事業者名を含む情報提供を行い、この面でも積極的に取り組んだと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度には、職員及び消費生活相談員で構成する6分野の専門チームを設け、弁護士等の専門家にヒアリングを行ったほか、相談処理の方法に関する学習会を開催し、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたものが52件、共同処理などが458件と相談処理の面で充実を図った。移送、共同処理などの実を挙げることを通じて、ナショナルセンターに相応しい取組を行うことができた認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
裁判外紛争解決手続の整備	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために平成20年5月に公布された国民生活センター法の改正を踏まえ、平成21年4月から施行される裁判外紛争解決手続に向けて、以下の準備を進めた。 • 紛争解決委員15名を任命し、紛争解決委員会準備会を2回開催した。準備会においては、紛争解決委員会業務規程及び重要消費者紛争の指定案の審議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争解決委員15名を任命し、紛争解決委員会準備会を2回開催。業務規程及び重要消費者紛争の指定案の審議を行った。また、国民への周知徹底を図るため、広報活動を行った。さらに事務局体制を整備するなど、改正国民生活センター法による新規事業の円滑な実施に向け、準備作業を適切に実施したと認められる。
商品テストの強化	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 食品衛生法やJIS等の規格・基準に基づく定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに31項目のテストを委託し、テスト業務の効率化を図った。また、室内のVOC濃度測定等の専門性が高いテストは、NPO法人室内環境技術研究会などに29項目のテストを委託し、テスト内容の充実につなげた。 • 専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。主な事例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> • 国立医薬品食品衛生研究所が実施したコンドロイチン研究の専門的な技術的知見・データ等及び研究者のアドバイスを「関節に良いとされる成分を含む健康食品」のテストや評価に活用した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 80件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために18件の情報提供を行うとともに、企画・基準の見直しや法令違反への対処に関する9件の政策提言を行った。 • 定型的な31項目のテストは(財)日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い29項目のテストについては、NPO法人室内環境技術研究会などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実にも努めた。
中核機関としての役割強化	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> • 中核機関としての役割強化に向け、冷凍食品への農薬混入、こんにやく入りゼリーによる窒息事故等の事案について、内閣府での調整を踏まえ、関係省庁との情報共有に資するべく「消費者安全情報総括官会議」等に適宜苦情情報等を提供した。また、内閣府に設置された「連鎖販売取引苦情調査チーム」に苦情情報を提供し、全国の高等学校へ配布・啓発するための「連鎖販売取引」に関するリーフレットを作成した。その他、事故情報データベースの構築に向け、内閣府から関係省庁等への参画依頼を踏まえ、参画予定機関との打合せを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中核機関としての役割強化に向け、冷凍食品への農薬混入、こんにやく入りゼリーによる窒息事故の事案について、内閣府での調整を踏まえ、関係省庁との情報共有に資するべく「消費者安全情報総括官会議」に適宜苦情情報を提供した。また、内閣府に設置された「連鎖販売取引苦情調査チーム」に苦情情報を提供し、全国の高等学校へ配布・啓発するための「連鎖販売取引」に関するリーフレットを作成するなど適切に対応した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間瀬 雅晴)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。3 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。5 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務(貸付業務)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化						A×7	
(1) 一般管理費の削減状況		A	A	A	-		
(2) 業務経費の削減状況	A	A	A	A	-		
(3) 能力向上の内容・方法		A	A		-		
(4) 役職員の給与水準見直し			A	A	-		
(5) 主たる事務所の移転				A	-		
(6) 随意契約の適正化				A	-		
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×4	A×16	A×16	A×14	-	A×9	
(2)北方4島との交流事業						A×3 B×1	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A	A×2	A×1 B×1	A	-	A	
(4) 元島民等の援護	A×3	A×8 B×1	A×9	A×10	-	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業						A×4	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	-	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	A	-	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	-	A	
6.剰余金の使途		A	A	A	-		
7.その他主務省令で定める業務 運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A×2	A	A	-	A×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。中核となる事業についての取組、特に世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績を高く評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支援実績 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民大会 35回 19,246千円 ▶ 研修会・講演会 19回 4,392千円 	<ul style="list-style-type: none"> 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発

<p>世論の啓発に関する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶キャラバン・署名活動等34回 10,237千円 ▶パネル展 31回 3,301千円 ▶北連協等が行う啓発活動 10回 8,632千円 ▶合計 129回 45,808千円 <ul style="list-style-type: none"> • 支援条件 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 • 支援対象 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会、北方領土問題ゼミナール等の実施や、北方領土問題教育者会議の設立等が予定通り実施された。研修会や会議が活発に行われていることは将来の世代が関心を継続していくためにも望ましいものであると認められる。 • わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実が図られる等の努力が認められるが、新たなコンテンツの検討等を通じて、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる取組を期待したい。
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方4島との交流事業)</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 北対協主催 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 • 道推進委員会主催 一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるとともに、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割を果たしていると認められる。 • 専門家交流については、教育専門家の派遣、日本語講師の派遣が着実に行われたと認められる。 • 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、平成20年度において、民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結する、とされていたが、技術的困難があったとはいえ、計画通りに契約締結に至らなかった。後継船舶の確保に向け、一層の努力を期待したい。
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)</p>	<p>2(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査。生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査。資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなど、債権保全を実施。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査。転貸・委託扱いについても案件によっては事前協議を基本に、事業内容、償還能力など不明な点を補足し審査。 • 信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、20年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を35件、実態調査を46件実施し、管理・回収に努力。1か月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用。時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はなし。破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を蜜にし適切に対処。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して2,256千円減少。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年4月1日の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正に伴う融資制度の変更に関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。 • 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施されたと認められる。 • 債権の保全については、貸付にあたっての審査の厳格な運用や資格者の高齢化への対応等、適切な取組が行われていると認められる。 • 信用リスクの管理については、「延滞債権督促マニュアル」を活用し、適切な管理が行われていると認められる。 • リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は2.65%であり、計画の3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められるが、増加抑制に向けて一層の努力を期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/j/index.html 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年7か月間(平成17年9月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-		1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA ⁺ 評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>						
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 研究活動	A×3	A×2 B×1	A×3			
(2) 研究・教育活動、研究者の採用				A	-	
(3) 研究成果の普及	A×3	A×2	A ⁺ ×1 A×2	A×2	-	
(4) 研究者養成活動	A×2	A×2	A	A	-	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	B	A	B	-	
(6) 施設整備	A×2	A	A	A	-	
2. 業務運営の効率化						
(1) 組織運営及び財務管理	A×3	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	-	
(2) 活動評価	A	A	-	A×2	-	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	-	
4. 短期借入金の限度額	A					
5. 重要な財産の譲渡等						
6. 剰余金の使途						
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	-	-	-	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	B	-	
(3) 積立金の処分に関する事項						
8. 整理合理化計画等に基づく措置			A×3			

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度においては、新たな分野である海洋生物多様性の分野での取組が進展するなど、先行的研究事業の更なる充実が図られるとともに、平成20年7月に運営委員会において、大学院大学の制度設計等について「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、政府における法案作成の基礎となるなど、開学に向けて具体的な進捗が見られたことは大きな進展であると評価できる。 他方、組織運営の状況については、事務の分担が不明確であったこと等、改善を要する点が見受けられた。平成24年度までの開学に向けて、第2期中期目標の前文に記載されているとおり、経営面においても世界の大学等に比肩し得るような質の確保と向上に努めることが重要である。 今後、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという大学院大学の目的を踏まえつつ、第2期中期目標・中期計画に基づき、幅広い業務を適切に実施していく必要がある。このため、役員、研究者、事務職員の間で、組織の目的や課題についての認識及び業務の計画や進捗状況等に関する情報の共有を図り、一体となって努力していくことが重要であり、そのための適切かつ効果的なマネジメントが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度中に、4名の主任研究者(3名の若手代表研究者及び1名の主任研究者)の採用が内定した。研究室スペースの制約から、着任は平成21年度以降となる。内定者のうち、2名は外国人研究者、2名は日本人研究者であり、主任研究者の総数は23名 	<ul style="list-style-type: none"> 主任研究者(PI)について、20年度中に4名が内定し、合計23名の体制になるなど、研究体制が順調に拡充しているものと認められる。また、着任者においても内定者を加えても外国人主任研究者が半数を超え(12名/23名(内定者を含む))、国際的な採用活

		(12名外国人研究者、11名日本人研究者)となる予定である。	動を積極的に行っていることは評価できる。大学院大学は教員の半数以上を外国人とすることを目指しており、PI以外の研究者も含め、引き続き、外国人研究者の採用に努力する必要がある。
研究成果の普及	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に発足した2ユニットを含めた19研究ユニットによる研究成果は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 論文発表: 71件 (平成19年: 52件) 書籍出版等: 8件 (平成19年: 8件) 口頭発表: 127件 (平成19年度: 84件) ポスター発表: 86件 (平成19年度: 68件) *論文発表・書籍出版等は暦年集計、口頭発表・ポスター発表は年度集計 4つの論文はネイチャーとサイエンスに公表された。30以上の他の論文についても、高い評価を得ているジャーナルオブニューロサイエンス、ジャーナルオブフィジオロジー、ブレインリサーチディベロップメント等で公表された。 	<ul style="list-style-type: none"> 論文の発表等、成果発表の件数についても、研究ユニットの増加に伴い、着実に増加している。さらに、ネイチャー等の国際的に評価の高い学術誌への研究成果の発表があったことも評価できる。 来年度以降も、論文等の総件数のみに着目するのではなく、研究者当たりの件数や、その質について留意した実績の説明に努めていただきたい。
大学院大学設置準備活動	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月に複数の運営委員会委員等とともに新たな大学院大学の組織等についての作業部会を行った。検討の内容は、平成20年7月の運営委員会において、新たな大学院大学の組織やガバナンス等についての提言「新大学院大学の青写真」として取りまとめられ、岸田内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)(当時)に提出された。この青写真を踏まえ、開学までに必要な具体的計画について内部の検討グループである「大学院大学設立準備グループ」などが検討を進めた。 前年度に実施した大学院大学等の調査に加え、平成20年度は、前年度実施した調査の対象機関とは別の新たな大学を対象として、調査を実施した。これにより、平成20年度に大学院大学のモデルを検討するための調査を完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新大学院大学の青写真」が取りまとめられ、これを踏まえ、「大学院大学設立準備グループ」などにより具体的な計画についての検討が適切に進められているものと認められる。 世界最高水準の大学院大学の実現を目指す機構の使命に照らすと、大学院大学のモデルの検討に資する調査が、十分に戦略性を持って行われたのか疑問が残った。質の高い学生の獲得に関し国際的に厳しい競争が展開される状況の中で、沖縄において、世界最高水準の大学院大学を設置するには、認可申請に必要な事項の検討に留まらず、国内外の特性や状況に配慮し、それぞれの優れた学生を獲得する方策を含め、現時点から、より緻密な戦略を構築していくことが不可欠である。適切なベンチマークを設定した上で、開学に向けた取組を戦略的・計画的に行っていくことが期待される。
組織運営及び財務管理	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月より調達課、予算課、経理課を設置する等管理事務を円滑かつ効果的に実施するための組織とした。 また、更なる運営の効率性と支出管理の向上を図り、またキャンパス移転、開学を視野に入れ、組織規程ほか諸規程の見直し、組織の改編を実施し、組織推進部、財務・人事部、総務グループ、企画グループ等からなる組織とした。 諸規程等制定や改正、入札・契約の実施の際に専任のコンプライアンス担当が内容を精査し、コンプライアンスの確保等適切な業務運営に努め、内部統制・ガバナンスの拡充を図った。また、コンプライアンスに関連する各種研修等に職員が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 開学に向けて、段階的に事務組織の改編が行われ(平成20年4月及び平成21年4月)、管理事務の円滑化・効率化に努めたことは評価できるが、事務の分担が不明確であったこと等、複数の改善を要する点が見られた。今後は、兼務等を含め事務の分担を明確化するとともに、組織の一員としてその役割を果たす意識を機構内で共有することが重要である。また、組織管理上の重要な役割について、速やかに適切な人材を専任で配置すること等を検討するなど、開学に向けて事務局体制の整備を進める必要がある。
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 定年制職員の事務職を計画的に採用する事に努めている。平成20年度中には新卒、任期制からの転向、出向を含めた9名を採用した。 平成20年度のスタッフ採用は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 研究ユニット所属 39名 (定年制職員0、任期制職員39) 事務部門所属 20名 (定年制職員9、任期制職員11) 平成20年度末の定年制職員は、定員23名に対して、実員は21名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用活動を様々な方法により積極的に行ったことは認められるが、職員の採用について、予算上の計画との間に乖離が見られた。 今後は、予算上の計画を踏まえるとともに、適切かつ効果的な管理運営を実現する観点や、増大する業務に対応する観点から、増員が必要な業務等について具体的な見通しを立てた上で、計画的な職員採用を行う必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし。